

2017.2.20

日本共産党を代表して、請願第1号について賛成討論をいたします。

請願第1号は、国保改悪につながる「府内統一化」に反対し、国保料の引き下げと減免制度の拡充を求める請願として、摂津社会保障推進協議会会長坂本雅義氏以下2,548筆の署名とともに提出されたものです。後に、署名は追加提出され、2,677筆となりました。

摂津市は、2014年度約9000万円・2015年度3400万円、国民健康保険料の連続値上げを行いました。2016年度国保料は所得200万円40歳代夫婦と子ども2人世帯では、国の制度で2割軽減がかかっても37万3031円で、所得の2割近い負担額です。市民からとても払いきれないと悲鳴が上がっています。しかし、決算を見ると、2014年度約3億円、2015年度2億7千万円の単年度黒字となっており、値上げは必要なかったと言わざるを得ません。累積赤字も一挙に解消し、2016年度には1億7000万円の繰越利益まで送っているのですから、国保料を連続値上げ前の額に引き下げることは十分可能です。国保料は値下げをすべきです。

国民健康保険の大阪府内統一化について、反対すべき理由は2点あります。ひとつは、市町村の自治権侵害の問題です。

国は、国保法を改正し、2019年度に市町村と並んで、都道府県も国保の保険者となることを決めました。しかし、改正国保法は都道府県と市町村の保険者としての役割を分けております。国は都道府県化ガイドラインで、「財政運営の責任主体を都道府県が担う、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う」

とそれぞれの役割を明記しています。しかし、大阪府の「運営方針骨子案」では、「府と市町村が一体となって、財政運営・資格管理・保険給付・保険料率の決定・保険料の賦課・徴収・保険事業その他を共通認識の下で実施する」と、すべてを統一する考えです。全国でこんなやりかたをしているところはありません。しかも、大阪府とともに方針をつくっているワーキンググループは、市町村の代表ではなく、大阪府が一本釣りで選んだと、先日の民生常任委員会で摂津市から説明がありました。北摂市長会からも「ワーキングチームに参加していない市町村についても、すべての市町村から広く意見を聞いて議論を進めること」と要望書があがるなど、一方的なやり方で進められていることは明白です。保険料も減免制度もすべてを大阪府が決めてしまう府内統一化は、法的根拠もなく国の方針とも違う、府内市町村全体の合意にも基づかないものであり、自治権を侵害するものであり、和泉・吹田・高槻など各市議会から反対の意見書も上がっています。大阪府の府内統一化には、断固反対すべきです。

2点目の問題は、府内統一化は、市民にとって百害あって一利なしだという点です。まず、保険料が大幅に値上がりするという問題です。摂津市の国保料は、大阪府内ではまだ安い方です。平均すれば値上がりします。しかし、それだけではありません。大阪府は統一化にあたって、それぞれの市町村が国保料の軽減や減免制度のために独自に行っている一般会計繰り入れをいっさいやめるようにいっているのです。この一般会計繰入をやめれば、ほとんどの市町村で国保料は大幅値上げとなります。国保は国民皆保険制度を下支えする社会保障制度です。退職・失業された方、非正規で会社の社会保険に入れられない方などが多く、200万円に満たない低所得の方が大

半です。今問題になっているのは、この国保加入者の保険料負担が重過ぎることであって、全国知事会も都道府県化に際しては、国がしっかり財政投入をして、加入者の負担軽減に努めるように求め、国もそれを飲んで、法定軽減の拡充などもおこなってきているのです。それなのに、今まで市町村が行ってきた保険料軽減の独自の繰り入れをやめさせ、保険料を大幅に引き上げる仕組みを作る、大阪府の統一化は、国や他の都道府県の方角にも反するものであり、到底承認できるものではありません。民生常任委員会でも、府内統一化に際しては、保険料が上がらないようにすべきとおっしゃった委員がおられました。府内統一化そのものが、保険料値上げの仕組みだということをご理解いただきたいと思います。

さらに、摂津市が市民とともに作り上げてきた保険料減免制度や一部負担金免除の制度、払いたくても払えない人にひどい取り立てをしないなど、市民に寄り添ったのさまざまな対応もできなくなってしまいます。

市民にとって、百害あって一利なし、市町村の自治権侵害の府内統一化に、きっぱりと反対すべきことを申し上げて賛成討論といたします。